

## 9

## 保育の利用基準

番号	類型	保護者（父母）の状況		利用基準指数	利用期間		
		細	目				
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで		
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45			
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30			
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25			
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20			
			月48時間以上の就労を常態	15			
2	居宅内労働	居宅内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで		
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45			
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30			
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25			
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20			
			月48時間以上の就労を常態	15			
	内職	週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20	15			
		月48時間以上の就労を常態	15				
3	出産	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15	5か月以内 (出産予定月をはさんで前後各2か月以内)		
			入院1か月以上	50			
	疾病障害	疾病	居宅内療養	常時病臥	50	最長就学前まで	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳所持程度		50
					上記以外の程度		30
				一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)		30
			通院加療を要する状態	20			
	障害	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳所持、愛の手帳所持	50			
身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持			30				
身体障害者手帳4級以下所持(聴覚障害を除く)			20				
4	介護	施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50	最長就学前まで		
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45			
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40			
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35			
			週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30			
			週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25			
			重度障害者等の全介護	50			
	介護	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	40				
上記以外の場合		20					
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	50	最長就学前まで			
6	求職	就労内 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内		
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15			
			月48時間以上の就労を常態	10			
求職	求職のため、外出を常態	10	3か月以内				
7	その他	就学等 不存在等	就学・技能習得等のため、保育にあたることができない場合	※①	最長就学前まで		
			死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50			
			子の出生日に保護者のいずれかが満18歳未満の者で、かつ、保育が必要な場合	※②			
			前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	※②			

- 備考 (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。  
(2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間を含む。  
(3) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数(50を限度とする)を求め、合算して当該世帯の指数とする。  
(4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。  
(5) ※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。  
(6) ※②は、番号1～6を準用する。  
(7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による利用基準指数は適用しない。